

よくあるご質問

⑤ 宿泊助成の申請で家族も一緒に宿泊したが、領収書に「代表者氏名」と「合計金額」の記載だけしかなかった場合、どのようにしたらいいですか？

- 【1】助成対象者(全員分)の氏名(フルネーム)、
 - 【2】助成対象者(全員分)の一人一人の領収金額がわかるもの、
- が明記された添付資料が必要になりますので、「**宿泊証明書**」を宿泊先に発行してもらい、上記2点の証明をお願いします。申請の際は、お手持ちの領収書と一緒に提出してください。



⑥ 夫婦それぞれ会員の場合、宿泊助成はそれぞれ申請できますか？

それぞれ申請可能です。なお、実際に支払った金額が申請金額の合計より下回った場合は、実際に支払った金額までが助成金額となります。

- 【例】1人あたりの宿泊料金が2,800円だった場合
- 夫:会員本人2,000円、家族(妻)800円の助成
- 妻:会員本人2,000円、家族(夫)800円の助成



⑦ 2連泊した宿泊料金の宿泊助成の申請はどのようになりますか？

2泊分の申請は可能です。この申請で年2泊の申請上限に達することになります。

なお、実際に支払った金額が申請金額の合計より下回った場合は、実際に支払った金額までが助成金額となります。

- 【例】2泊の宿泊料金が3,500円だった場合
- 会員本人1泊目2,000円、2泊目1,500円の助成



⑧ 2年前に、給付金や助成金の項目で申請できるものがあつたが今から申請できますか？

給付事業・助成事業の請求期限は、**事由が発生した日の属する年度末必着**としております。

今回のケースの場合、**2年前の内容のため期限が切れており、申請することはできません。**



その他、これまでに寄せられた、よくあるご質問と回答例は、ホームページの「お客様窓口」に掲載しています。ぜひ一度ご確認ください。

